

台東区オープンデータ推進指針

第1章 総則

1 目的

この指針は、区が保有する情報をオープンデータとして公開し、公共データの自由な二次利用¹を促進することにより、区政の透明性及び信頼性の向上、区民をはじめとした本区に関わる全ての個人・団体（以下、区民等）の利便性の向上、協働の推進、新産業の創出並びに区内経済の活性化を図り、もって行政の高度化及び効率化に資することを目的とする。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) データ 電子化された情報
- (2) オープンデータ 誰もが二次利用可能である旨の著作権意思表示を行い公開するデータ
- (3) 二次利用者 区が公開するオープンデータを使って新製品・新サービスを創出しようとする者。また、個人や団体内で自らの目的のみにおいて利用する者

3 適用範囲

この指針は、東京都台東区役所組織条例（昭和39年12月25日条例第40号）第1条に規定する部、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、並びに区議会事務局に適用する。

4 推進体制

区が保有する情報を、オープンデータとして効率的・効果的に公開していくためには、本指針が示す考え方のもとに、分野を横断的に進める必要があることから、企画財政部情報政策課を中心に推進を行う。

5 本指針の改定

本指針の内容は、今後の技術の進展及び国や東京都の動向を踏まえ、随時改定する。

¹ 二次利用

原資料、著作物等を引用、転載、複製、加工等を行い、利用すること。

第2章 オープンデータ推進の基本的な考え方

1 オープンデータ推進の意義

(1) 区政の透明性及び信頼性の向上

区が保有する情報をオープンデータとして提供することにより、行政の透明性や信頼性の向上が図る。

(2) 区民等の利便性の向上と地域課題の解決

オープンデータの活用によって、多様な新サービスの創出を促すことにより、サービスの質が向上し、また選択の幅が広がることで、区民等の利便性が向上する。

(3) 協働の推進

オープンデータの活用によって、本区をより良くしたいという想いで活動する個人・団体が主体となった新サービスの創出を促すことにより、区政への参画意識を高め、協働を推進する。

(4) 新産業の創出・区内経済の活性化

オープンデータを産業活動に関する様々な分野で活用することで、新産業の創出や企業活動の効率化等を促し、区内経済の活性化が図る。

2 推進のための基本方針

(1) 区が保有する情報は、第3章2項にある場合を除き、積極的にオープンデータとして公開する。

(2) 費用対効果について十分考慮し、効率的な取り組みを進める。

(3) 営利目的又は非営利目的であるかを問わず活用を促進する。

第3章 取組みの方向性

1 オープンデータ化の対象とする範囲

既に公開しているデータについては、以下のいずれかに該当する場合、積極的に対応する。

(1) 二次利用者からのニーズが高いデータ

(2) 区の各種施策・事業の改善や課題解決に広く活用が期待できるデータ

(例…行政資料集の統計基礎数値、区有施設や設備の地理空間情報)

なお、現在公開されていない情報についても、この基準に該当するものは、対応に努める。

2 オープンデータ化の対象としない範囲

以下に掲げる情報・データについては、原則として、オープンデータ化の対象としない。

- (1) 個人情報・機密情報が含まれる情報・データ
- (2) 生命、身体、財産に危害が及ぶおそれのある情報・データ
- (3) 全部又は一部に第三者の著作物が含まれる情報・データ
- (4) 個別法の規定により二次利用が制限されている情報・データ
- (5) 区民の利害又は事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が明らかに損なわれると認められる情報・データ

3 公開にあたっての配慮事項

- (1) 二次利用者の視点に立ち、利便性に十分配慮する。
- (2) データ形式については、公開が容易な形式から着手することを基本としつつ、可能なものは機械による処理に適した形式により公開する。
- (3) 元のデータが更新される際は、オープンデータ形式として公開するデータも更新を行う。
- (4) 情報の時点、公開日、最終更新日、ファイルサイズ、使用言語等の二次利用のために必要な情報は可能な限り提供する。

4 掲載を行うページに求める機能

オープンデータは、区公式ホームページに掲載することにより公開するものとし、データの掲載を行うページについては以下の機能を有するものとする。

- (1) 一覧表示機能を有すること。
- (2) 分野ごとに分類されていること。
- (3) 必要な情報に容易にアクセスできること。
- (4) オープンデータに関する利用ニーズを把握するため、二次利用者の意見、要望を受け付ける仕組みを整備する。

5 他行政機関との連携

国、東京都等の他行政機関と積極的に連携を図る。

東京都オープンデータカタログサイト²に対しても登録を行い、広く利活用を促進する。

第4章 オープンデータのルール

1 著作権意思表示

(1) 意思表示の方法

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス³を使用する。

(2) 表示ライセンス

クリエイティブ・コモンズ表示4.0国際「CC-BY⁴ 4.0」を使用する。



2 データ形式

オープンデータは、以下（例）のデータ形式により公開する。

PDF、JPEG、Microsoft[®] Excel・Word・PowerPoint、XML、CSV⁵

3 免責事項の表示

オープンデータとして提供した情報を二次利用者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、区はその責を負わないものとし、その旨を掲示する。

第5章 活用促進のための取組み

1 活用事例の紹介

二次利用者が区のオープンデータを活用した新サービスを創出した場合は、当該サ

² データカタログサイト

オープンデータを一覧性や検索性に配慮し構築されたポータルサイトのこと。カテゴリによる分類や、タグ付けによるグルーピング化、フリーワードによる検索等の機能を備えたものが多い。データ本体の登録を必要とせず、インターネット上の資源所在地を含めた属性情報（メタデータ）のみの登録も可能なため、複数自治体間での連携も容易となる。

³ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

原資料、著作物等の二次利用を許諾する条件に関する意思表示を行うにあたってのパブリック・ライセンスの一つで、国際的に利用されている。

⁴ CC-BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一つ。出典（原作者、著作権者、対象物のURIまたはハイパーリンク等）を表示することで、営利目的を含めた自由な二次利用を許諾する。

⁵ CSV

Comma Separated Valuesの略。カンマでデータ内の項目を区切ったテキスト形式のファイルである。この形式を扱えるソフトウェアは多く、汎用性の高いデータ形式として広く認知されている。

ービスがオープンデータ推進の意義に沿うものかどうか、二次利用者と協議の上判断を行い、区公式ホームページにおいて紹介する。

2 先進事例の情報収集、展開

情報政策課は、オープンデータの推進や利活用に関する優れた事例を収集し、取組可能なものはデータ所管課及び関係所管課に情報を提供する。

3 オープンデータの推進に適した委託・請負契約

委託・請負契約の締結にあたっては、契約の成果物のうち公開するデータがある場合は、CSV等の機械による処理に適したデータ形式での納品を検討するとともに、著作権等の取扱いについて、受託者との間で問題が発生することのないよう、必要な事項を契約条項等に記載する。

4 普及・活用の促進

オープンデータの更なる普及・活用にかかる促進を図るため、区民等の利便性を高める付加価値の高い活用策を募るコンテスト等の実施を検討する。

附則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

この指針は、令和2年4月1日から施行する